

傷病手当金請求書を記入する際の注意事項

被保険者の方

傷病手当金請求書を記入例と以下の注意事項を参考に漏れなくご記入ください。

添付書類については次頁を参考にご用意いただき、医師から証明をいただいたのち、請求書と一緒に会社へご提出ください。

請求書は概ね**1ヶ月毎**を目安に作成してください。

【記入上の注意事項】

①請求回数

請求回数を記入

②被保険者等記号・番号

マイナポータルの「資格情報画面」または「資格情報のお知らせ」

いずれかでご確認ください

(「資格確認書」をお持ちの方は表面に記載があります)

・「資格情報のお知らせ」について

当組合HPからご自身で印刷したものか、資格取得時に当組合から会社経由で郵送されたもの

※令和6年10月10日迄に資格取得している方はHPからの印刷となります

※資格喪失後の請求をする方は、在職時の記号と番号

※任意継続被保険者の方は、任意継続の記号と番号

③被保険者(請求者)の氏名と生年月日

被保険者の氏名と生年月日を記入

※本人死亡のためご遺族の請求であるときは、被保険者の氏名の下に

カッコ書きでご遺族の氏名を記入。生年月日は被保険者のものを記入

④被保険者(請求者)の現住所

被保険者の現住所を記入

給付金の振込通知の郵送先となりますので、療養等のためTJKへ届出をしている住所と異なる場所にお住まいの場合は、現在のお住まいを正確にご記入ください。

※本人死亡のためご遺族の請求であるときは、ご遺族の住所

⑤事業所名称

勤務している会社名を記入

※資格喪失後の方は、在職時の会社名

※任意継続被保険者の方は、「任意継続被保険者」と記入

⑦被保険者資格取得年月日

TJKに加入した年月日を記入

マイナポータルの「資格情報画面」または「資格情報のお知らせ」いずれかでご確認ください (資格確認書をお持ちの方は表面に記載があります)

⑧仕事の内容(具体的に)

労務不能である仕事の内容を具体的に記入

(○:システムエンジニア、営業 ×:会社員、派遣社員)

※資格喪失後の請求をする方は、在職時の仕事の内容を記入

⑨他人の行為による負傷ですか

交通事故や加害者のいるケガによる請求のため、「はい」に該当するときは別途「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

請求書を提出する前に第三者行為相談室(0120-732-255)へご連絡ください

◆第三者行為相談室について

・TJKが委託する(株)オーパクスにより運営される交通事故等の専用ダイヤルとなります。

・内容により(株)オーパクスから「TJKへ連絡」するよう依頼される場合がありますのでご了承ください。

⑩発病または負傷の原因

ケガのときは日時・場所・何をしていた時など具体的に記入

病気のときは分かる範囲で記入し、分からないときは「不詳」と記入

⑪発病または負傷年月日

ケガのときは、ケガをした年月日を記入

病気のときは発病した年月日を分かる範囲で記入

⑫療養のために休んだ期間(請求期間)

療養のため労務に服せなかつた期間を、有休や公休日を含めて暦日で記入

※初回請求時は待期3日間を含めて記入

「待期期間」…初回請求時、請求期間の最初の連続した3日間は待期期間といつて給付金は支給されません。待期期間完成後、第4日目から支給開始となります。

⑬請求期間中の(⑫)の病状等

休んだ期間における病状や経過、医師からの指示内容を詳しく記入

⑭⑯に記入した期間分の報酬を支給されましたか。または今後支給されますか。

⑯の請求期間が全て欠勤のときは「いいえ」としてください。

一部有休のときや、休職中であるが手当が支給されたり、前払の交通費を休職中も精算しないときは「はい」とし、⑮に期間と金額を記入してください。

⑯「障害厚生年金」または「障害手当金」について

傷病手当金と同一の傷病で障害厚生年金または障害手当金を受けている場合、傷病手当金は支給されません。

ただし、障害厚生年金の額（同一支給事由の障害基礎年金が支給されるときはその合算額）の360分の1が傷病手当金の日額より少ない場合は、その差額が支給されます。

障害手当金の場合は、傷病手当金の額の合計額が障害手当金の額に達することとなる日までの間、傷病手当金は支給されません。

上記をご確認いただき、請求される場合は受給中・請求中いづれかに〇をし【添付書類について】を参考に書類を用意してください。

※障害基礎年金のみ受給しており、障害厚生年金を受給していない方は「無し」に〇をしてください。添付書類の提出は不要です。

⑰「老齢年金」について

傷病手当金の「資格喪失後の継続給付」を受けている方が老齢年金を受けている場合、傷病手当金は支給されません。

ただし、老齢年金の額の360分の1が傷病手当金の日額より少ない場合は、その差額が支給されます。

上記をご確認いただき、請求される場合は受給中・請求中いづれかに〇をし【添付書類について】を参考に書類を用意してください。

※定年後の嘱託雇用等で、会社は退職していないがTJKの資格を喪失している方や、在職時の資格を喪失した後に任意継続被保険者として個人でTJKに加入している方は提出が必要です。

⑲照会に関する同意欄

傷病手当金の支給可否を決定するための内容審査において、必要な場合は当組合から医療機関等へ直接文書照会等を行います。審査上必要ですので、必ずチェックを入れてください。

・給付金振込先選択欄

【会社振込】

在職中の方は、会社経由での給付金の受け取りにご協力いただいております。
「会社振込」に□を入れてください。

【個人(請求者)口座】

退職者等で個人(請求者)口座での受け取りとするときは、「個人(請求者)口座」に□を入れ、支払金融機関を記入してください。

・本人死亡のためご遺族の請求であるとき

「個人(請求者)口座」に□し「支払金融機関」へご遺族(請求者)の口座を記入

【マイナポータル】

マイナポータル等で、ご自身で事前登録済の「公金受取口座」を利用する方は
給付金振込先選択欄は記入せず、「マイナポータル等で～」の欄に□のみ入れ
てください。

注) 口座情報の反映には数日を要します。また、代理人口座への振込を希望
する場合は、公金受取口座を利用できません。

※会社・被保険者(請求者)以外の代理人口座への振込を希望するとき

「給付金振込先選択欄」は記入不要です。「委任状」(1-別紙)を記入し、
「委任状」(1-別紙(2))に被保険者(請求者)の本人確認書類を添付し提出
してください。

【添付書類について】

◆該当する方は請求書に正しく記入のうえ添付書類を必ず請求書と一緒に提出してください。

とくに労災保険や障害年金・老齢年金等は、傷病手当金を受け取った後に該当していることが判明した場合、傷病手当金を返金いただくことになります。

当組合での資格取得年月日から <u>1年未満</u> で休職を開始された方	<ul style="list-style-type: none">・取得接近調査書 <p>※新卒者は不要</p>
労災保険の申請をした方	<ul style="list-style-type: none">・労災不認定通知書の写し <p>※労災に該当するときは請求対象外です。労災申請をしたが不認定の結果であったときは添付してください</p>
障害厚生(基礎)年金、障害 手当金を受給中・請求中 の方	<p>〔受給中の方〕</p> <ul style="list-style-type: none">①障害厚生(基礎)年金の年金証書の写し、または障害手当金決定通知書の写し②直近の支給額を証明する書類（年金振込通知書の写し等） <p>〔請求中の方〕</p> <ul style="list-style-type: none">①誓約書（TJKホームページ>健康保険の手続き>病気やケガをした>傷病手当金>7.手続き方法から印刷可） <p>※障害厚生(基礎)年金または障害手当金の認定を受けたのち、上記〔受給中の方〕に記載された①と②を追加提出してください</p> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・障害基礎年金のみ受給しており、障害厚生年金を受給していない方は調整対象外のため提出する必要はありません。・年金額に変更があったときは、年金額改定通知書の写しを請求書に添付してください。
老齢(退職)年金を受給中・ 請求中の方	<p>〔受給中の方〕</p> <ul style="list-style-type: none">①老齢(退職)年金の年金証書の写し②直近の支給額を証明する書類（年金振込通知書の写し等） <p>〔請求中の方〕</p> <ul style="list-style-type: none">①誓約書（TJKホームページ>健康保険の手続き>病気やケガをした>傷病手当金>7.手続き方法から印刷可） <p>※老齢(退職)年金の認定を受けたのち、上記〔受給中の方〕に記載された①と②を追加提出してください</p> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・年金額に変更があったときは、年金額改定通知書の写しを請求書に添付してください。
個人口座への振込を希望す る方	<ul style="list-style-type: none">・通帳またはキャッシュカードの写し <p>※任意提出です。必須ではありません</p>

※医師の証明欄等が外国語のときは、翻訳者の住所・氏名・連絡先を記載した翻訳書を添付してください。

※上記以外であっても内容審査に必要なときは別途、添付書類の提出をお願いする場合があります。